## ヘーゲル法哲学における貧困と福祉をめぐる問題 色摩 泰匡 (一橋大学・博士後期課程)

本発表は、ヘーゲル「法哲学」における貧困と福祉をめぐる考察である。

へーゲルはその生涯にわたり、現実に生起するさまざまな問題に対して強い関心を常に払ってきた。その中でも、とりわけ「貧困」の問題は、社会統合における最大の課題の一つとしてとらえられ、彼の市民社会論の中に大きな位置づけがなされている。ヘーゲルにとって貧困の問題は、市場メカニズムの辺縁にある偶然事ではない。それは、近代における「欲求の体系」というシステムが必然的に孕む構造的な問題である。しかも、貧困が個人の実存を破壊するばかりか、引いては共同体そのものの崩壊に帰結する最も深刻な事態として捉えられるのである。「いかにして貧困が取り除かれるべきかという重大な問題が、とりわけて近代社会を揺るがし、苦しめている問題なのである」(GdR, § 244, Zu.)

こうした貧困問題は市民社会の癌として当然克服されなければならない。その打開策として、ヘーゲルは、公的権力機関による謂わば"上からの福祉"=「公共政策(Polizei)」と、市民社会内部に醸成された中間諸団体として謂わば"横の福祉"の機能を果たす「職業団体(Korporation)」について論を展開している。福吉勝男氏によれば、これら両者の関係性や優位性をどのようにとらえるかによって、ヘーゲル法哲学の基本性格が規定される。福吉氏は、ヘーゲル法哲学を、公的権力の全面的庇護に基づく「福祉至上主義」でもなければ、「市場万能主義」でもない立場、すなわち、自由主義経済<自助>を基調としつつ、公的権力の諸施策<公助>を必要最小限認めながら、中心的には自治的な中間諸団体における市民の助け合い<共互助>に基づく「福祉自由主義」として特徴づけるのである(福吉勝男『使えるヘーゲル』)。

本発表では、福吉氏のこうした特徴づけを批判的に検討しながら、ヘーゲルの貧困と福祉をめ ぐる議論について考察する。

なお、法哲学のテキストとしては、『法哲学要綱』(1820年)に加えて、ヘーゲルがハイデルベルク大学とベルリン大学において行った講義の聴講生による筆記録についても参照していくことにしたい。